

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

既に市町へ権限移譲している事務のうち、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)に基づく関係政令等の改正により、都道府県から市へ権限移譲することとされた4項目の事務について、市を移譲対象から除くため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) ガス事業法に基づくガス用品の販売事業者に対する報告の徴収、立入検査等に関する事務について、市を移譲対象から除くこととします。(別表(20)関係)
- (2) 電気用品安全法に基づく電気用品の販売事業者に対する報告の徴収、立入検査等に関する事務について、市を移譲対象から除くこととします。(別表(34)関係)
- (3) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定に関する事務について、移譲対象から除くこととします。(別表(46)の2関係)
- (4) 消費生活用製品安全法に基づく特定製品の販売事業者等に対する報告の徴収、立入検査等に関する事務について、市を移譲対象から除くこととします。(別表(54)関係)
- (5) その他

この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 新旧対照表

旧

新

第1条～第3条 略 別表 (第2条関係)	
(1)～(19)の2 略	
(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア ガス事業法第46条第1項の規定による報告の徴収 イ ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査 ウ ガス事業法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出の命令	市町
(21)～(33) 略	
(34) 電気用品安全法 (昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第45条第1項の規定による報告の徴収 イ 法第46条第1項の規定による立入検査および質問 ウ 法第46条の2第1項の規定による電気用品の提出の命令	市町
(35)～(46) 略	
(46)の2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による区域の指定	市 (大津市を除く。)
(47)～(53) 略	
(54) 消費生活用製品安全法 (昭和48年法律第31号。	市町

第1条～第3条 略 別表 (第2条関係)	
(1)～(19)の2 略	
(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア ガス事業法第46条第1項の規定による報告の徴収 イ ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査 ウ ガス事業法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出の命令	町
(21)～(33) 略	
(34) 電気用品安全法 (昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第45条第1項の規定による報告の徴収 イ 法第46条第1項の規定による立入検査および質問 ウ 法第46条の2第1項の規定による電気用品の提出の命令	町
(35)～(46) 略	
(47)～(53) 略	
(54) 消費生活用製品安全法 (昭和48年法律第31号。	町

以下この項において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第40条第1項の規定による報告の徴収 イ 法第41条第1項の規定による立入検査 ウ 法第42条第1項の規定による消費生活用製品の提出の命令 (54)の2～(76) 略	
---	--

以下この項において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第40条第1項の規定による報告の徴収 イ 法第41条第1項の規定による立入検査 ウ 法第42条第1項の規定による消費生活用製品の提出の命令 (54)の2～(76) 略	
---	--

